

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2017.2. Vol.84

顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『同居する母の公正証書遺言作成サポート案件』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

先日、約5年ぶりに事務所のメインPC（パソコン）を買い換えました。

以前使っていたPCは、電源を入れてから立ち上がるまで5分ぐらいかかったり、最近では同時に複数のソフトを立ち上げるとしょっちゅう固まってしまったり、作業が中断されることもしばしば。PC仕事がかかりストレスになっていました。

新しいPCにしたところ、電源を入れてから立ち上がるまでの時間は約1分。メールソフトやアプリケーションもサクサク立ち上がり、複数の作業を同時進行で進めても軽快に動いてくれます。PC仕事の生産性は、体感ベースですが3倍以上は上がりました。

こんなことなら、もっと早く買い換えていれば良かったです。(^^;

<サポート事例>

『同居する母の公正証書遺言作成サポート案件』

今回は、「同居する母の公正証書遺言作成サポート案件」をご紹介します。

お母様と同居しながら、古くなった自宅の建て替えを検討されていたT.K様。

自宅の土地の名義が、母・姉・妹（T.K様）の共有となっており、離れて暮らす姉の名義を自分の名義にすることを検討されていました。

当初、当事務所には、「姉妹間で土地の持ち分を売りたい」とご相談に見えたため、

・お姉様の土地の持ち分は40分の1で、評価としては百数十万。売買ではなくて贈与で名義を買え

た方がコストはかからない（贈与税を数万円納付）
・贈与は契約行為なので、お姉様との合意が必要

とアドバイスさせていただきました。

その約半年後、「贈与手続きを行って土地の共有の問題は解決したのですが、母の相続のことを文書で残しておきたい」とT.K様から改めてご相談をいただいたため、「お母様に遺言書を作ってもらっては？」とアドバイスをさせていただきました。

その後お母様と面談させていただき、

- ・遺言書を作らなかった場合、相続発生後にどのような事態が想定されるのか
- ・遺言書を作ることのメリット
- ・お姉様の遺留分

つづき↓

＜サポート事例＞

などについてお話をさせていただいたところ、「遺言書の作成をお願いします」とご依頼をいただきました。

当事務所では、戸籍謄本の収集、不動産・預貯金等の財産の調査を行い、お母様が希望する内容の遺言書の原案を作成。

公証役場と、細かな遺言の文言、作成日程等を調整し、作成当日は証人の一人となって、公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

＜お客様の声＞

■「先生から母に色々とお話ししてくれたので、スムーズに手続きができました」(杉並区 T.K 様 45 歳)

—当初、どのようなことでお困りだったのですか？

母と私が住んでいる自宅の土地の名義が、母：40分の38、姉：40分の1、私：40分の1になっていて、家の建て替えをするにあたって、姉の持ち分（40分の1）を私が買い取りたいと考えていました。

金額などどうすればいいかの分からず、相談出来る方を探していたところ、インターネットで銚立先生の事務所のことを知って、すぐに相談させていただきました。

銚立先生から「売買（買い取り）ではなくて、贈与で名義を変えては？」とアドバイスを受けて、姉と話し合いましたが、なかなか姉の気持ちが動かなくて。でも、根気よく話し合いをもって、昨

年、ようやく姉の名義を私に変えることができました。

その後、土地の共有の問題は解決したのですが、母の相続のことを文書で残しておきたいと考えていました。

—何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

将来、母の相続で、土地が確実に私の名義にならないと、これから家を建て替えるにあたって、2,000万円、3,000万円のお金を借りることになるので、夫が不安に思っていました。母も年を取ってきていて、「一人では嫌だ」「一緒に住んでほしい」と私に言っています。

そこで、「母の相続のときに土地を私の名義にす

る」ということを文書にすることができるのか、できるとしたら、どのような文書で残したら良いのか、と前回相談した銚立先生に改めて相談したところ、「(母に)遺言書を作ってもらっては？」とアドバイスをいただきました。

その後、実際に母にも会っていただき、母も銚立先生のお話を伺って、遺言書を残しておくことを決めたようです。

—実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

無事、母に遺言書を作ってもらえたので安心しました。あと、銚立先生から母に色々とお話ししてくれたので、スムーズに手続きができました。本当に感謝しています。

＜編集後記＞

「共働き夫婦の三種の神器」と巷で言われている①食洗器、②ドラム式洗濯乾燥機、③ロボット掃除機。先日、念願かなって食洗器を購入しました。仮に、今まで食器の洗い物に1日30分かかっていたとしたら、食洗器を活用することで、年間約182.5時間も節約できるという計算です。(約7日間分!) 続いて狙うはドラム式洗濯乾燥機。目下、日立にするかPanasonicにするかで悩み中です、

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師
についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (1) 第 94647 号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >>

いざというときに相談できる
専門家とパイプを作る方法



↓ 詳しくはこちら ↓

「サポート通信オンライン」で検索
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

* 異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください!